

専有部分の家屋番号	63-1 ~ 63-96		
表 題 部	(一棟の建物の表示)	調製	平成11年2月25日
所 在	松戸市新松戸七丁目 63番地	所在図番号	余白
建物の名称	サンライトパストラル五番街C-1棟		余白
① 構 造	② 床 面 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根8階建	1階	1096.48	余白
	2階	1096.48	
	3階	1096.48	
	4階	1096.48	
	5階	1096.48	
	6階	1096.48	
	7階	1096.48	
	8階	1096.48	
余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年2月25日

表 題 部	(敷地権の目的である土地の表示)			
①土地の符号	② 所 在 及 び 地 番	③地 目	④ 地 積	m ²
1	松戸市新松戸七丁目63番	宅地	8017.44	登記の日付
				昭和61年10月21日

表 題 部	(専有部分の建物の表示)			不動産番号	0402000195362
家屋番号	新松戸七丁目 63番の79			余白	
建物の名称	C-707			余白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建	7階部分	79.15	昭和55年2月7日新築	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年2月25日	

表 題 部	(敷地権の表示)		
①土地の符号	②敷地権の種類	③ 敷 地 権 の 割 合	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	所有権	100000分の596	昭和61年10月21日 敷地権 〔昭和61年10月21日〕

権 利 部 (甲 区)	(所有権に関する事項)		
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和55年4月28日 第29224号	所有者 松戸市新松戸七丁目63番地サンライトパストラル五番街C-707 石 橋 和 夫

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K74800 (1 / 1)

1 / 4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年2月25日
2	所有権移転	令和2年11月26日 第42201号	原因 令和2年11月26日売買 所有者 東京都中央区日本橋茅場町三丁目8番10号 株式会社イエローキャピタルオーケストラ
3	所有権移転	令和3年11月12日 第41330号	原因 令和3年11月12日売買 所有者 東京都台東区今戸一丁目5番4号 加久保勝久
付記1号	3番登記名義人住所変更	令和5年2月10日 第4818号	原因 令和3年11月12日住所移転 住所 千葉県松戸市新松戸七丁目63番地サン ライトパストラル五番街C-707号
4	所有権移転	令和6年12月27日 第47913号	原因 令和6年12月27日売買 所有者 東京都渋谷区代々木一丁目55番14号 内海ビル302号室 株式会社リブラス ト 会社法人等番号 0110-01-099594

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	昭和55年4月28日 第30731号	原因 昭和55年4月23日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金750万円 利息 年5.05% 損害金 年(365日当り) 14.5% 債務者 松戸市新松戸七丁目63番地サンライ トパストラル五番街C-707 石橋和夫 抵当権者 東京都文京区後楽一丁目4番10号 住宅金融公庫 (取扱店 株式会社第一勧業銀行柏支店) 共同担保 目録(イ)第2157号 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年2月25日
2	1番抵当権抹消	平成15年3月31日 第14883号	原因 平成15年3月28日弁済
3	抵当権設定	令和2年12月25日 第46548号	原因 令和2年11月30日付特別当座貸越約 定書ならびに令和2年12月25日付当座貸 越請求書に基づく金銭債権およびこれに付帯 するいっさいの債権 令和2年12月25日設定 債権額 金750万円

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K74800 (1/1)

2/4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			<u>損害金</u> 年14・6% (年365日の日割り計算) <u>債務者</u> 東京都中央区日本橋茅場町三丁目8番10号 株式会社イエローキャピタルオーケストラ <u>抵当権者</u> 東京都港区芝三丁目22番8号 オリックス銀行株式会社
4	3番抵当権抹消	令和3年11月12日 第41329号	原因 令和3年11月11日解除
5	<u>抵当権設定</u>	令和5年2月10日 第4819号	原因 令和5年2月10日金銭消費貸借同日設定 <u>債権額</u> 金400万円 <u>利息</u> 年8・80% <u>損害金</u> 年20・00% <u>債務者</u> 千葉県松戸市新松戸七丁目63番地サンライトパストラル五番街C-707号 加久保勝久 <u>抵当権者</u> 東京都千代田区神田和泉町1番地7の2 株式会社マテリアライズ
付記1号	<u>5番抵当権の債権質入</u>	令和5年2月27日 第6309号	原因 令和5年2月27日金銭消費貸借同日設定 <u>債権額</u> 金400万円 <u>損害金</u> 年20・00% <u>債務者</u> 東京都千代田区神田和泉町1番地7の2 株式会社マテリアライズ <u>質権者</u> 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社セゾンファンデックス
6	<u>根抵当権設定</u>	令和6年4月11日 第13380号	原因 令和6年4月10日設定 <u>極度額</u> 金200万円 <u>債権の範囲</u> 金銭消費貸借取引 手形債権 小切手債権 <u>債務者</u> 松戸市新松戸七丁目63番地サンライトパストラル五番街C-707号 加久保勝久 <u>根抵当権者</u> 東京都千代田区神田神保町三丁目25番11号喜助九段ビル703号 株式会社エスコード
7	<u>根抵当権設定</u>	令和6年9月12日 第33256号	原因 令和6年9月11日設定 <u>極度額</u> 金200万円 <u>債権の範囲</u> 金銭消費貸借取引 手形債権 小切手債権 <u>債務者</u> 松戸市新松戸七丁目63番地サンライトパストラル五番街C-707号 加久保勝久 <u>根抵当権者</u> 東京都千代田区神田神保町三丁目25番11号喜助九段ビル703号 株式会社エスコード
8	6番、7番根抵当権抹消	令和6年12月27日 第47911号	原因 令和6年12月27日解除

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K74800 (1 / 1)

3 / 4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
9	5番抵当権抹消	令和6年12月27日 第47912号	原因 令和6年12月27日解除
10	5番付記1号債権質入抹消	余白	5番抵当権抹消により令和6年12月27日登記
11	抵当権設定	令和6年12月27日 第47914号	原因 令和6年12月27日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金1,540万円 利息 年4・35%(年365日の日割計算) 損害金 年14・0% 債務者 東京都渋谷区代々木一丁目55番14 号内海ビル302号室 株式会社リブラスト 抵当権者 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社セゾンファンデックス



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(千葉地方法務局松戸支局管轄)

令和7年1月16日

東京法務局板橋出張所

登記官

松本博明



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K74800 (1/1)

4/4